

## 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により 定期予防接種の機会を逸した方へのお知らせ

予防接種施行令の改正により、次の要件に該当する場合は、接種対象年齢を過ぎても定期予防接種として接種できるようになりました。※一部年齢制限があります。

### 1 接種対象者

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるとなど特別な事情があったことにより、やむを得ず、定期予防接種が受けられなかった市民

【長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるとなど特別な事情とは？】

- ① 予防接種施行規則で定める疾病にかかったこと（疾病の例は別紙参照）
- ② 臓器移植術を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと  
（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）
- ③ 医学的知見に基づき、①又は②に準ずると認められるもの

### 2 接種期間

特別な事情がなくなったと認められる日から起算して2年以内

（但し、BCGは4歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満、ヒブは10歳未満、5種混合は15歳未満）

### 3 申請手順

- ① 教育委員会子ども教育課子ども家庭支援室へ電話する。  
（「申請書」「理由書」を送付します。）
- ② 主治医に「理由書」を記入してもらい、「申請書」を記入する。  
（料金がかかる場合は自己負担になります。）
- ③ 母子健康手帳を持参し、「申請書」と「理由書」を市へ提出する。
- ④ 定期予防接種の特例措置対象者に該当するか判断され、該当する場合には、決定通知書と専用の予診票等を送付します。

《問い合わせ先》

南房総市教育委員会子ども教育課子ども家庭支援室      TEL 46-3112

令和8年4月